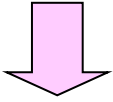


## 新居浜市子育て応援三世同居等促進事業補助金の流れ（申請）

はじめに

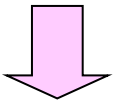


## ■申請者■

以下の項目全てに該当することをご確認ください。

- ①住宅取得にかかる契約を行った日から3か月以内の申請で、三世同居等（同一小学校区内又は直線距離0.5 km以内の市内で三世帯が居住すること）を開始する方。
- ②世帯全員が市税の滞納者でないこと。
- ③親、子、孫などの三世以上で構成される世帯で、申請時に中学生以下の子ども（母子手帳で出産予定が確認できる子どもを含む）を含む世帯。

1 交付の申請



## ■申請者■

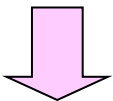
建築請負契約又は売買契約締結後、下記書類を提出してください。

ただし、個人情報確認同意書（様式第2号）を提出する場合は新居浜市が発行する②を省略できます。その際、高校生以下を除く世帯全員の本人確認書類（写し可）が必要となります。（市外にお住まいの方は②の省略はできません）

- ① 補助金交付申請書（様式第1号）
- ② 世帯全員の住民票（新たに三世同居または近居を開始する家族も含む）
- ③ 世帯全員の続柄が確認できる戸籍全部事項証明書等
- ④ 工事請負契約書又は売買契約書の写し
- ⑤ 住宅の位置図及び宅内見取図（間取図）

※書類に修正テープなどは使用しないでください。二重線による訂正も不可です。書類に訂正がある場合は、お手数ですが新たな用紙に再度ご記入をお願い致します。

2 交付の決定



## ■市■

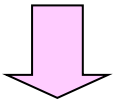
受付後、内容審査を行い、補助金の交付決定を行います。

- ① 補助金交付決定通知書（様式第3号）

申請のお手続きは以上で終了です。住宅の保存登記又は所有権移転登記と、転居手続きが完了した後に裏面の手続きに移ってください。

## 新居浜市子育て応援三世代同居等促進事業補助金の流れ（実績報告）

## 3 実績報告



## ■申請者■

住宅の保存登記又は所有権移転登記と、転居手続きが完了した後に、次の書類を提出してください。

ただし、個人情報確認同意書（様式第2号）を提出する場合は②及び③を省略できます。その際、高校生以下を除く世帯全員の本人確認書類（写し可）が必要となります。

※申請時に個人情報確認同意書を提出しており、かつ、届出内容に変更がない場合は実績報告時に提出する個人情報確認同意書を省略できます。

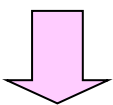
- ① 実績報告書（様式第6号）
- ② 世帯全員の住民票
- ③ 新居浜市が発行する世帯全員の納税証明書（高校生以下は除く。）  
（新たに三世代同居または近居を開始する家族も含む）

※新居浜市の納税証明書が取得できない方は個人情報確認同意書が必要です。

- ④ 住宅取得費用の支払いが確認出来る書類（領収書や最終清算書等の写し）
- ⑤ 住宅の登記事項証明書の写し
- ⑥ 建築完了検査済証明の写し（中古住宅を購入する場合は不要）
- ⑦ 取得住宅の現況写真
- ⑧ 補助事業についてのアンケート
- ⑨ 自治会加入証明書（様式第7号）

※書類に修正テープなどは使用しないでください。二重線による訂正も不可です。書類に訂正がある場合は、お手数ですが新たな用紙に再度ご記入をお願い致します。

## 4 補助金の確定

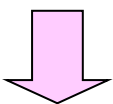


## ■市■

実績報告書を審査したうえで、補助金の交付額を確定します。

- ① 補助金交付確定通知書（様式第8号）

## 5 補助金の請求



## ■申請者■

補助金交付請求書を提出してください。

- ① 補助金交付請求書（様式第9号）

## 6 補助金の交付

## ■市■

請求により、補助金を支払います。

おおよそ一か月程かかりますのでご承知おきください。